別表第八（第四十条関係）

七～十一　（略）		
ヌ　覆いが遮断の効力その他の要件を備えたものであることを確認した結果	（略）	（略）
ル～ナ　（略）		

実施措置の種類	実施措置の実施の方法	
一～三　（略）	（略）	
四　地下水汚染の拡大の防止	一　（略） 二　透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 イ～ハ　（略） ニ　当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、ハにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、地下水基準に適合しない汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。 ホ　（略）	（略）
五～十一　（略）		

別表第八（第四十条関係）

七～十一　（略）		
ヌ　覆いが遮断の効力及びその他の要件を備えたものであることを確認した結果	（略）	（略）
ル～ナ　（略）		

実施措置の種類	実施措置の実施の方法	
一～三　（略）	（略）	
四　地下水汚染の拡大の防止	一　（略） 二　透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 イ～ハ　（略） ニ　当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、ハにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、地下水基準を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。 ホ　（略）	（略）
五～十一　（略）		